

平成28年7月21日 第1回 臨時会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成28年7月21日（木）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 28 年 7 月 21 日（木）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 28 年第 1 回臨時会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	仮議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	選 挙 第 1 号	議長の選挙	
4	—	議席の指定	
5	選 挙 第 2 号	副議長の選挙	
6	選任同意 第 1 号	監査委員の選任	
7	選任同意 第 2 号	公平委員会委員の選任	
8	報 告 第 1 号	専決処分の報告	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成28年第1回臨時会会議録

1. 開 会 平成28年7月21日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)

1 番	堤 幸子	(枚方市議会)
2 番	手塚 隆寛	(")
3 番	妹尾 正信	(")
4 番	漆原 周義	(")
5 番	上野 尚子	(")
6 番	梶本 孝志	(寝屋川市議会)
7 番	廣岡 芳樹	(")
8 番	元橋 理浩	(")
9 番	石本絵梨菜	(")
10 番	藤本美佐子	(四條畷市議会)
11 番	森本 勉	(")
12 番	三浦美代子	(交野市議会)
13 番	皿海 ふみ	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	北川 法夫	(寝屋川市長)
副管理者代理	小山 隆	(枚方市副市長)
副管理者	土井 一憲	(四條畷市長)
副管理者	黒田 実	(交野市長)
会計管理者	中村 貴次	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	松村 泰則	(兼務)
課長代理	北田 芳徳	
係長	岡本 次男	(兼務)
係長	小西 仁志	(兼務)
主査	木村 茂弘	
主査	重岡 彰	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	川口	浩
	環境部部長		
	兼ごみ処理施設建設室長	中井	重典
	環境部次長		
	兼環境総務課長	高田	一徳
（枚方市）	環境部長	阪本	徹
	環境総務課長	重村	篤也
（四條畷市）	都市整備部長	吐田	昭治郎
	生活環境課長	笠井	政義
（交野市）	環境部長	奥西	隆
	環境部付部長		
	兼環境総務課長	竹村	修

1. 出席事務職員

書記長	松村	泰則（兼務）
書記	白石	金吾
書記	岡本	次男（兼務）
書記	小西	仁志（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成28年第1回臨時会会議録目次
(平成28年7月21日)

開会（午後2時）	1
臨時議長の選出（手塚隆寛臨時議長）	1
出席状況の報告	1
手塚隆寛臨時議長の開会宣言	1
北川法夫管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（妹尾正信議員と石本絵梨菜議員）	2
仮議席の指定	2
会期の決定	2
選挙第1号 議長の選挙	2
漆原周義議長就任の挨拶	3
議席の指定	3
選挙第2号 副議長の選挙	3
梶本孝志副議長就任の挨拶	4
北川法夫管理者の正副議長就任に対する挨拶	4
諸般の報告	
（平成28年2月24日から平成28年7月20日までの諸会議の報告）	5
選任同意第1号 監査委員の選任	5
（森本勉議員退場）	
北川法夫管理者の提案理由説明	5
選任同意第1号採決	5
（森本勉議員入場）	
選任同意第2号 公平委員会委員の選任	5
北川法夫管理者の提案理由説明	5
選任同意第2号採決	6
報告第1号 専決処分の報告	6
北田芳徳課長代理の提案理由説明	6
7番 廣岡芳樹議員の質疑	9
松村泰則事務局長の答弁	10

廣岡芳樹議員の再質問	10
報告第1号採決	11
北川法夫管理者のお礼の挨拶	11
漆原周義議長の閉会の挨拶	12

閉会（午後2時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名

付議事件一覧表

(午後 2 時 00 分 開会)

○書記長 (松村 泰則君) 本日は何かとご多忙な中を北河内 4 市リサイクル施設組合議会の臨時会にお集まりいただきありがとうございます。また、日頃から本組合には格別なご理解とご配慮を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本日は平成 28 年度最初の組合議会でございまして、枚方市議会及び寝屋川市議会におきまして役員改選があり、本組合議会の議長、副議長が不在となっております。これから議会が開かれますが、地方自治法第 107 条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、出席議員中、最年長議員の手塚隆寛議員に臨時に議長の職務を行っていただきたいと思います。

恐れ入りますが、手塚隆寛議員、議長席にお移りいただきまして、よろしく願いいたします。

○臨時議長 (手塚 隆寛君) ただいまご紹介いただきました手塚でございます。議長が選挙されるまでの間、私が臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は何かとご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。

開会に先立ち、議会事務担当書記長に議員の出席状況を報告させます。松村書記長。

○書記長 (松村 泰則君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○臨時議長 (手塚 隆寛君) ただいまの報告のとおり、出席議員は定足数に達しております。これより平成 28 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会臨時会を開きます。

会議に先立って、管理者から挨拶を受けることにいたします。北川管理者。

○管理者 (北川 法夫君) 本日、平成 28 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当リサイクルプラザにおきましては、施設の稼働以降、構成 4 市及び関係者の皆様と連携・協力を図りながら、施設の安全かつ効率的な運営に努め、事業の円滑な推進に取り組んでまいりました。

今後におきましても、周辺環境に配慮し、安全・安心を第一に施設の適正管理に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろし

くお願いいたします。

さて、本日提案させていただきます案件は、監査委員の選任 1 件、公平委員会委員の選任 1 件及び専決処分の報告 1 件の合計 3 件でございます。

案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては、慎重にご審議いただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 臨時議長（手塚 隆寛君） 次に、本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、妹尾正信議員、石本絵梨菜議員の 2 名を指名いたします。

日程第 1、仮議席の指定を行います。議長が議席の指定を行うまでの間、ただいま皆様が着席されている議席を仮議席として指定いたします。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（手塚 隆寛君） ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（手塚 隆寛君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

これから指名推選を行います。

お諮りします。指名推選の指名者は、臨時議長にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（手塚 隆寛君） ご異議なしと認めます。よって指名推選の指名者は、臨時議長にすることに決しました。

議長の指名を行います。議長に漆原周義議員を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長において指名しました漆原周義議員を議長の当選

人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長（手塚 隆寛君） ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました漆原周義議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました漆原周義議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

漆原周義議長から就任に際し、挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。漆原周義議長。

- 議長（漆原 周義君） 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度の議長選挙におきまして、皆様方のご推挙をいただき、不肖私が議長の要職を仰せ付かることになり、正に身の引き締まる思いをいたしております。議長としての職務の重要性を深く認識し、組合議会の円滑な運営に全力を尽くす決意であります。

近年、地球規模での環境問題が注目されている中、当組合の進めているこの事業は、4市が広域的に力を合わせ、環境への負荷をできる限り少なくする大変意義深い事業であるというふうに思っております。

この1年間、皆様方のご理解とご協力をいただきまして、職責を全うしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、就任に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

- 臨時議長（手塚 隆寛君） 漆原周義議長の挨拶は終わりました。

それでは漆原周義議長と交代します。ここで臨時議長の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。漆原議長、よろしくようお願い申し上げます。

(議長交代)

- 議長（漆原 周義君） それでは引き続き議事を行います。

日程第4、議席の指定を行います。

議席は、お手元に配布しております議席表のとおり指定します。

日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（漆原 周義君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選に

よることに決しました。

これから指名推選を行います。

お諮りします。指名推選の指名者は、議長にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(漆原 周義君) ご異議なしと認めます。よって指名推選の指名者は、議長にすることに決しました。

副議長の指名を行います。副議長に梶本孝志議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました梶本孝志議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(漆原 周義君) ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました梶本孝志議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました梶本孝志議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

梶本孝志副議長から就任に際し、挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。梶本孝志副議長。

○副議長(梶本 孝志君) ただいまは皆様のご推挙をいただき、副議長の大任を拝しました寝屋川市の梶本でございます。この1年間、漆原議長の下、公正、公平な議会運営に努めてまいりたい、このように思っております。どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長(漆原 周義君) ただいま管理者から、この度の正副議長の就任に際し、挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。北川管理者。

○管理者(北川 法夫君) 一言お祝いのご挨拶を申し上げます。

この度、北河内4市リサイクル施設組合議会の議長にご就任されました漆原周義議員、副議長にご就任されました梶本孝志議員には心からお祝いとお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

今後、正副議長には、当組合の運営に格別のご理解とご協力をいただきますとともに、議会運営に特段のご配慮を賜りますようお願いをいたします。

組合といたしましても、副管理者を始め、事務局職員一丸となりまして、事業の円滑な推進に全力で取り組んでまいり所存でございます。

何とぞよろしく、ご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、正副議長就任に際しましてのお祝いのご挨拶といたします。誠におめでとうございます。

- 議長（漆原 周義君） この際、諸般の報告をいたします。平成28年2月24日から平成28年7月20日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりであります。ご了解いただきますようお願いいたします。

日程第6、選任同意第1号 監査委員の選任を議題といたします。

なお、本件は地方自治法第117条の規定により、森本勉議員が除斥となります。

（11番 森本勉議員 退場）

- 議長（漆原 周義君） 管理者から提案理由の説明を求めます。北川管理者。
- 管理者（北川 法夫君） 選任同意第1号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。お手元の議案書1ページをご覧くださいと存じます。

北河内4市リサイクル施設組合の議員選出の監査委員三浦美代子議員が平成28年7月20日をもって退任されましたので、後任の監査委員として森本勉議員を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

- 議長（漆原 周義君） 本件については質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（漆原 周義君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

森本勉議員の除斥を解きます。

（11番 森本勉議員 入場）

- 議長（漆原 周義君） 日程第7、選任同意第2号 公平委員会委員の選任を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。北川管理者。
- 管理者（北川 法夫君） 選任同意第2号 公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。お手元の議案書2ページをご覧くださいと存じます。

北河内4市リサイクル施設組合公平委員会委員の松本勉氏が平成28年8月3日をもって任期満了となりますが、引き続き、松本勉氏を選任いたしたく、ご提案申し上げ

る次第でございます。

なお、松本勉氏の履歴は3ページから5ページに記載させていただいております。

人事行政に関する豊かな知識・経験をいかし、更にご尽力いただけるものと確信いたしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（漆原 周義君） 本件については質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

日程第8、報告第1号 専決処分の報告を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。北田課長代理。

○課長代理（北田 芳徳君） ただいま上程いただきました報告第1号 専決処分の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の6ページをお開き願います。

本案につきましては、緊急を要し、組合議会を招集するいとまがないと認めたため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により管理者において専決したものでございまして、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、専決第1号 北河内4市リサイクル施設組合行政不服審査法施行条例の制定につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお開き願います。

本条例は、全部改正が行われた行政不服審査法の施行に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため制定するもので、平成28年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、条例案の要旨につきましてご説明申し上げます。議案書の8ページ及び参考資料の1ページをお開き願います。

第1条は、この条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する規定でございまして、審査請求人又は参加人が、審理員に提出された書類等の写し等の交付を受ける場合に、納付しなければならない手数料の額を別表に定める額とするとともに、経済的困難そ

の他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し又は免除することができるとするものでございます。

第3条から第10条までは、北河内4市リサイクル施設組合行政不服審査会に関する規定でございまして、管理者の附属機関として審査会を置くこととし、審査会の運営に関して委員3人をもって組織するものとするほか、委員の要件、任期、秘密を守る義務等及び会長について定めるとともに、審査会の運営に関して会議、審議手続の非公開及び会長への委任について定めるものでございます。

また、審査請求人又は参加人が、審査会に提出された資料等の写し等の交付を受ける場合に、納付しなければならない手数料の額を別表に定める額とするとともに、手数料の減額又は免除について定めるものでございます。

第11条は、規則への委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。附則第2項は、経過措置として、最初に招集される審査会の会議の招集について定めるものでございます。附則第3項は、北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、当該審理員の報酬を日額2万円とするものでございます。

別表は、当該提出書類等及び当該資料等の写し等の交付に係る手数料の額を用紙1枚につき白黒刷りを10円、カラー刷りを20円として定めるものでございます。

続きまして、専決第2号 北河内4市リサイクル施設組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお開き願います。

本条例は、行政不服審査法及び行政手続法の改正並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）の制定に伴い、北河内4市リサイクル施設組合行政手続条例、北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例、北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例及び北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例について、所要の規定の整備を行う必要が生じ、また、これらの法律の施行日の関係で当該各条例の一部改正につき、平成28年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正案の主な内容につきましてご説明申し上げます。議案書の13ページ及び参考資料の3ページをお開き願います。

第1条は、北河内4市リサイクル施設組合行政手続条例の一部改正でございまして、

改正後の第 3 条におきまして、行政不服審査法の施行により審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されること並びに再調査の請求ができるようになることに伴う規定の整理を行うものでございます。

また、改正後の第 33 条につきましては、行政指導に携わる者が許認可等を行う権限を行使できることを示して行政指導を行う場合には、当該権限についての根拠となる法令等の条項や当該権限の行使がその要件に適合する理由を明示してしなければならないこととするものでございます。

次に、改正後の第 34 条の 2 につきましては、行政指導の相手方は、組合の機関の行った行政指導が法律や条例の要件に適合しないと思量する場合は、当該機関に申し出て、中止その他必要な措置をとることを求めることができ、当該求めがあった場合には、当該機関は、必要な調査等を行わなければならないこととするものでございます。

次に、改正後の第 34 条の 3 につきましては、法令等に違反する事実があり、その是正のための処分又は行政指導がされていないと思量するときは、誰でも、組合の機関等に申し出て、処分等を求めることができ、当該求めがあった場合には、当該機関等は必要な調査等を行わなければならないこととするものでございます。

第 2 条による北河内 4 市リサイクル施設組合情報公開条例（以下、単に「情報公開条例」といいます。）の一部改正と第 3 条による北河内 4 市リサイクル施設組合個人情報保護条例（以下、単に「個人情報保護条例」といいます。）の一部改正とは同様の改正を行うものでございまして、第 2 条による情報公開条例第 16 条及び第 17 条の改正並びに第 3 条による個人情報保護条例第 29 条及び第 30 条の改正は、情報公開条例上の開示等決定若しくは開示請求に係る不作為又は個人情報保護条例上の開示請求等に対する決定若しくは開示請求等に係る不作為についての審査請求については、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととするとともに、行政不服審査法の施行により審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されること等に伴う規定の整理を行うことに加え、北河内 4 市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、処分庁等から提出された弁明書の写しを添えてしなければならないこととするものでございます。

また、第 3 条による個人情報保護条例第 30 条の 2 から第 30 条の 8 までの規定を追加することに関しまして、第 30 条の 2 は、実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないこととするものでございます。

第 30 条の 3 は、第 1 項で、実施機関は、当該利用の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならないこととし、第 2 項で、その例外を定めることとするものでございます。

第 30 条の 4 は、実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないこととするものでございます。

第 30 条の 5 は、特定個人情報は、法定代理人のほか、任意代理人も、本人に代わって開示請求等を行うことができることとするよう読替え適用の規定を設けるものでございます。

第 30 条の 6 及び第 30 条の 7 は、特定個人情報について、削除請求及び目的外利用等中止請求を行うことができる場合の特例を定めるよう読替え適用の規定を設けるものでございます。

第 30 条の 8 は、特定個人情報については、番号法又は当該条例による特例の規定に関わって、所定の規定を適用しないこととするものでございます。

第 4 条は、北河内 4 市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございまして、行政不服審査法の施行により審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されること等に伴う規定の整理を行うとともに、改正後の第 10 条において、審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は当該意見書若しくは資料の写し等の交付を求めることができることとし、審査会は、当該閲覧又は交付に当たっては、意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならないこととするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（漆原 周義君） これから質疑に入ります。なお、会議規則により質疑の回数は 3 回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせします。これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。廣岡議員。

○7 番（廣岡 芳樹君） 寝屋川市の廣岡でございます。ただいま報告第 1 号を報告受けましたので、若干質疑をさせていただきたいと思っております。

事前に説明を受けた時には、特段質疑ということを考えておりませんのでして、質疑

の通告も出しておりませんでした。今日改めてこの議案を再度見ていったときにちょっとお聞きをしておきたいことがありましたので、質疑をさせていただきます。

これ2件の条例を制定する。条例制定と言いましても、報告第1号と第2号では条例の性質が違ふということになっておりまして、第1号では新規条例の制定であると。第2号では法令改正に伴う既存条例の一部改正を行う内容を一つの条例として制定する。内容は違ふのは分かります。

そして今ご説明があった条例の中身ですけれども、これも私どもの寝屋川市でも3月議会でそれぞれこの条例を制定をしております。その前に会派の勉強会であるとか、あるいは委員会等で十分に質疑をして、その上で可決をしておりますので、この内容等については十分理解をさせていただいた上でちょっとお聞きする。

この条例の制定の手続的なことについてちょっとお聞きしたいと思います。これ第1号では、新規条例の制定ということで、これが専決処分に回っておるということについて、まずその辺のところをお答え願いたいと思います。

○議長（漆原 周義君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 本組合の例規の体系、あるいは審査請求を含む行政手続制度につきまして、原則管理市であります寝屋川市の体系、制度を参照しております。今般の行政不服審査法改正に伴います制度、条例の改正に当たりましては、寝屋川市議会における条例案の上程、議決が平成28年3月議会でございました。組合としましてはその手続を参照した上で事務を進めていく必要があります、また改正法の施行日が平成28年4月1日でございましたので、同年3月31日付けで専決処分をさせていただいたというところでございます。

○議長（漆原 周義君） 廣岡議員。

○7番（廣岡 芳樹君） 事情等についてはよく分かります。ただですね、やっぱり条例制定、新規制定なんかについては、私は多少個人的な考えですけれども、議会を開くべきではないかと思っております。定例会は11月と2月に2回定例会開かれて、臨時会本日ですけれども、臨時会開かれてます。ですから寝屋川市議会、末近くまで私も議会はあるんですけれども、消防組合なんかはそれが終わってから本会議を開かれていろいろ審議されておる。今、局長がおっしゃったように管理市の寝屋川市議会等との整合を図ってということなんですけれども、予算についてはこの議会は2月で議決をいたします。この時点では4市の議会は予算は全く議決をしてないという状況もあります。その辺も踏まえて、このような条例制定というのは地方公共団体にとっては大

きな事業と言いますか、事務の一つでありますのでね。今後、条例の制定等、特に新規条例の制定等については幹事会等で協議を、その前にやっぱり正副管理者間でいろいろとご協議をいただいて、それから幹事会等で協議を諮っていただきたいなど、そういうことをお願いいたしまして終わります。

○議長（漆原 周義君） これにて廣岡議員の質疑を終結いたします。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

北川管理者。

○管理者（北川 法夫君） 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日もご提案申し上げました3件の案件につきましては、慎重にご審議を賜り、いずれもご同意、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

先ほどご意見をいただきました件につきましては、今後精査して取り組んでまいりたいと考えます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事業推進のため、一層のご指導、ごべんたつを賜りますようお願いをいたします。

さて、これから暑さも一段と厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただき、なお一層ご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（漆原 周義君） それでは閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに無事、平成 28 年第 1 回臨時会の全ての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及び全ての関係者の皆さんのご協力に心から御礼申し上げます。

また、この度は議員の皆さんの温かいご支持をいただきまして、梶本副議長と共に正副議長の重職に就任させていただきました。私ども 2 人は、皆様方のご期待にお応えすべく、協力して公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもお疲れさまでございました。

以上をもちまして、北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 28 年第 1 回臨時会を閉会いたします。

（午後 2 時 37 分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 臨時議長 手塚隆寛

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 漆原周義

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 妹尾正信

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 石本絵梨菜

平成28年7月21日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成28年第1回臨時会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成28年7月21日	決 定	会期1日間
選 挙 第 1 号	議長の選挙	平成28年7月21日	選 挙 (指名推選)	漆原 周義
—	議席の指定			
選 挙 第 2 号	副議長の選挙	平成28年7月21日	選 挙 (指名推選)	梶本 孝志
選任同意 第 1 号	監査委員の選任	平成28年7月21日	同 意	森本 勉
選任同意 第 2 号	公平委員会委員の選任	平成28年7月21日	同 意	松本 勉
報 告 第 1 号	専決処分の報告	平成28年7月21日	承 認	